

テレビ放送事業者による欧州産・仏語の映画・視聴覚作品への 投資義務を定めた規定とその内容

事業者の形態別に、投資義務について定めがある。規定の変遷については[文化・通産省HP](#)ご参照。

1. 無料地上波テレビ放送事業者

根拠法	Décret n° 2010-747 du 2 juillet 2010 第1編 第1章
a) 欧州産映画の制作発展への貢献に費やすべき金額	<ul style="list-style-type: none"> ・前年純売上の3.2%以上。(第3条I項)
b) a)のうち、 <u>仏語(注1)の映画</u> の制作発展への貢献に費やすべき金額	<ul style="list-style-type: none"> ・前年純売上の2.5%以上。(第3条I項)
c) <u>欧州産・仏語の視聴覚作品</u> の制作発展への貢献に費やすべき金額	<ul style="list-style-type: none"> ・前年純売上の15%以上。(第9条) 本デクレ発効(2010年7月)時に年純売上が3億5,000万ユーロ未満の場合、2013年は14.5%。(第10条) ・但し、10.5%以上は「<u>財産的作品(注2)</u>」に充てる。(第9条) 本デクレ発効(2010年7月)時に前年純売上が <u>4,000万ユーロ未満</u>の場合、その割合は 2013~14年が7%以上、2015年から8.5%以上 <u>4,000万ユーロ以上1億ユーロ未満</u>の場合は 2013~14年が7.5%以上、2015年から8.5%以上 <u>1億ユーロ以上2億ユーロ未満</u>の場合は 2013~14年が8%以上、2015年から9.25%以上 <u>2億ユーロ以上3億5,000万ユーロ未満</u>の場合は 2013~14年が9%以上、2015年から9.5%以上 <u>3億5,000万ユーロ以上</u>の場合は 2013~14年が10%以上、2015年から10.5%以上(第10条) ・<u>年間放映時間の半分以上</u>について、<u>ショーもしくはビデオミュージック</u>を放映している場合は、前年純売上の8%以上。但し、7.5%以上は「<u>財産的作品</u>」に充てる。(第9条) ・前年純売上が<u>1億ユーロ未満</u>の場合、<u>仏語でない欧州産作品</u>が占める割合は、20%を超えられない。(第11条) ・前年純売上が<u>1~2億ユーロ未満</u>の場合、<u>仏語でない欧州産作品</u>が占める割合は、12.5%を超えられない。(第11条) ・前年純売上が<u>2億ユーロ以上</u>の場合、<u>仏語でない欧州産の財産的作品</u>は国立映画・映像センター(CNC)による財政支援を受ける資格がある必要があり、<u>アニメ映像が財産的作品</u>に占める割合は10%を超えられない。(第11条)

d)	欧州産・仏語の視聴覚作品の放映義務	・協定書と仕様書の定めにより、前年純売上が3億5,000万ユーロ以上の場合、新作の欧州もしくは仏語の作品を毎年、20～21」時の時間帯から放映開始する。1晩あたりの放映時間は最大180分とする。年間放映時間は120時間を下回ってはならず、再放送率は25%までとする。(第13条)
----	-------------------	---

(注1) 吹き替え前のオリジナル版が仏語であることを指す。以下、同様。

(注2) 財産的作品 (oeuvres patrimoniales) : [Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986](#) によれば、フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー、ビデオミュージック、ショーを指す。以下、同様。

(注3) 視聴覚最高評議会 (OSA) は2012年9月18日、「Canal+」による「Direct8」「Direct Star」の買収を、「D8 (Direct8の買収後の局名、無料の地上波デジタル局)」に規則を上回る投資義務を負わせることを条件に、承認した。詳細は [CSAのコミュニケ](#)ご参照。

2. 有料地上波テレビ放送事業者

(1) 映画および試聴1回ごとに支払う場合を除く

根拠法	Décret n° 2010-747 du 2 juillet 2010 第2編 第1章	
a)	欧州産映画の制作発展への貢献に費やすべき金額	・前年純売上の3.2%以上。(第22条、第3条I項)
b)	a)のうち、仏語の映画の制作発展への貢献に費やすべき金額	・前年純売上の2.5%以上。(第22条、第3条I項)
c)	欧州産・仏語の視聴覚作品の制作発展への貢献に費やすべき金額	・前年純財源の15%以上。但し、8.5%は「財産的作品」に充てる。(第25条I項) 仏語でない欧州産作品の割合は、15%を超えられない。(第25条II項)

(2) 映画

根拠法	Décret n° 2010-747 du 2 juillet 2010 第2編 第2章	
a)	欧州産映画の制作発展への貢献に費やすべき金額	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業年の全財源の21%以上を放映権の購入に費やす。(第35条I項) ・映画を初放映する場合、当該事業年の全財源の26%以上を放映権の購入に費やす。(第35条II項) ・視聴者から直接料金を受領する場合、当該事業年の全財源の12.5%以上を放映権の購入に費やす(第35条III項)
b)	a)のうち、仏語の映画の制作発展への貢献に費やすべき金額	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業年の全財源の17%以上。(第35条I項) ・映画を初放映する場合、当該事業年の全財源の22%以上。(第35条II項) ・視聴者から直接料金を受領する場合、当該事業年の全財源の9.5%以上。(第35条III項)
c)	欧州産・仏語の視聴覚作品の制作発展への貢献に費やすべき金額	<ul style="list-style-type: none"> ・映画を初放映する場合、前年純財源の一部。但し、年間財源が3億5,000万ユーロ未満で、視聴覚作品の放映が年放映時間の20%未満の場合は、貢献義務は無し。(第40条) ・視聴者から直接料金を受領する場合、前年純財源の3.6%(第40条)。その他の場合、前年純財源の4.8%(第40条)。

	・仏語でない欧州産の財産的作品は国立映画・映像センター(CNC)による財政支援を受ける資格がある必要があり、アニメ映像が財産的作品に占める割合は15%を超えられない。(第40条)
--	---

(3) 試聴1回ごとに支払う場合

根拠法	Décret n° 2010-747 du 2 juillet 2010 第2編 第3章
欧州産・仏語の映画・視聴覚作品へ費やすべき金額	・協定により決定。(第46条)

3. ケーブル・衛星テレビ放送事業者 (含む ADSL)

根拠法	Décret no 2010-416 du 27 avril 2010
a) 欧州産映画の制作発展への貢献に費やすべき金額	・前年純売上の3.2%以上。(第6条I項)
b) a)のうち、 <u>仏語の映画</u> の制作発展への貢献に費やすべき金額	・前年純売上の2.5%以上。(第6条I項)
c) 欧州産・仏語の視聴覚作品の制作発展への貢献に費やすべき金額	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚作品の放映が年間放映時間の20%以上の場合、前事業年財源の14%以上。(第11条I項) ・年間放映時間の半分以上について、<u>ショーもしくはビデオミュージックを放映している場合は、前年純売上の8%以上。</u>(第11条I項) ・仏語でない欧州産作品が占める割合は、15%を超えられない。(第11条II項)

4. オンデマンド視聴覚メディアサービス事業者

根拠法	Décret n° 2010-1379 du 12 novembre 2010
-----	---

以上

★★★本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェットロではできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、万一ご提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロでは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。★★★